

海・浜を利用するイベントなどを計画しているみなさんへ

海・浜でのイベントを計画したのに、行ってみたい海域・浜がふさがっていて、せっかくのイベントが計画どおりに実行できなかった。こんな思いをしたことはありませんか。

また、海・浜は、漁業者が昔から日々の生活の場として利用しています。関係者への連絡がないままでのイベントを開催するとイベント場所が重なったりして、広い海・浜でもお互いが利用しづらくなる場合があります。

海・浜を安全で楽しく利用するには一定のルールがあります。次のことに注意して計画を立てましょう。

■ 事前にイベント・レースの予定を届けましょう

主催団体名、開催場所、開催日時、利用海域図(利用位置図)、参加人数、参加船舶数、連絡責任者、連絡先を明記して届けてください。

	小坪漁業協同組合 ・電話 0467-24-3721 葉山町漁業協同組合 ・電話 046-875-9509
	神奈川県横須賀土木事務所 ・電話 046-853-8800
	横須賀海上保安部 ・電話 046-861-8374
	(公財)かながわ海岸美化財団 ・電話 0467-87-5379

■ 安全対策を立てましょう

- ①総責任者の連絡先、連絡手段(住所・氏名・電話番号等)
- ②イベント・レース時の現場責任者、連絡体制
- ③中止基準を決めておく(風速m/S以上、波高m以上、視界m以下、荒天等)
- ④救急体制、レスキュー、指導船舶の役割と配置図
- ⑤交通安全対策(浜への一般車両の乗り入れ禁止、参加者の駐車場の確保、交通整理等)

■ 迷惑防止対策を立てましょう

- ①漁協等への事前調整や協力依頼と事後の連絡
- ②参加者、ギャラリー、船舶等の誘導体制
- ③騒音・ゴミ処理等環境対策
- ④損害発生時の補償の方法(損害賠償保険の加入)

以下のルールに違反すると罰金を科せられることがあります	
	神奈川県迷惑行為防止条例 第13条 50万円以下の罰金又は拘留もしくは科料
	漁業法 第143条 20万円以下の罰金
	神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例 第8条 措置命令違反の場合30万円以下の罰金
	逗子市空き缶等の散乱防止等に関する条例 第7条 2万円以下の罰金

小型船舶操縦者(船長)の以下の行為に対し、行政処分が定められています!		
違反内容	違反点数	関係法令
酒酔い等操縦	3点(6点)	船舶職員及び小型船舶操縦者法 第23条の36
危険操縦		
自己操縦義務違反		
見張りの実施義務違反	2点(5点)	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則 第134条から138条
救命胴衣の着用義務違反		
発航前の検査義務違反		

※違反点数欄括弧内は、他人を死傷させた場合の点数
上表の項目に違反し、一定の基準に達した場合には、6月以内の免許停止等の行政処分を受けることがあります。

逗子は「青い海とみどり豊かな平和都市」という都市宣言にあるように青い海とみどり豊かな自然に恵まれています。逗子の海は相模湾に面し、波が静かで、江の島、富士山を望め、時期によっては夕陽、富士山、江の島が1つに収まり一幅の絵のような美しい景観を有し、「関東の富士見百景」にも選ばれています。夏には明治期より開かれている海水浴場として利用されるとともに、年間を通してマリンスポーツの場としても利用され、市民だけでなく、来訪者にも幅広く親しまれております。

一方で海・浜の利用に対するニーズが高まることによって、特に逗子では、漁業者とマリンスポーツ(ヨット、ウィンドサーフィン、水上オートバイなど)の愛好者、近隣住民、海水浴客、海の家事業者など幅広い層に利用されることにより、様々な利用形態が交錯し、利用者間や利用のマナーにおいて問題や事故が発生するようになりました。

平成5年と平成11年にルールブックを作成し、ルールも浸透して効果を上げてきましたが、近年、砂浜の減少などにより、逗子の砂浜の利用について新しい課題も生じるようになり、新たなルールブックを見直すことになりました。

海・浜における問題や事故の発生を未然に防ぐには、使い方についての共通のルールを作ってみなさんがそれを守ることが大切です。

ルールを守ってはじめて海・浜の自由な利用ができるようになります。安全で快適な逗子の海と浜をみなさんと作りましょう。



逗子市

神奈川県逗子市逗子5-2-16

Tel 046-873-1111 Fax 046-873-4520

*このルールブックは、2006年3月に「逗子海・浜のルール検討委員会」においてまとめられたものを、その後、条例や規則が施行されたこと等により見直しを行っております。

このルールブック作成にご協力頂いた方々

逗子海・浜のルール検討委員会

横須賀海上保安部／逗子警察署／横須賀土木事務所／鎌倉保健福祉事務所(公財)かながわ海岸美化財団／小坪漁業協同組合／逗子市商工会／逗子海岸営業協同組合 逗子マリン連盟／逗子ヨット協会／逗子開成中学・高等学校／湘南獣医師会 逗子ライフセービングクラブ／相模湾地域遊漁・海面利用協議会

海・浜を利用するみなさんへ
逗子海・浜のルールブック








逗子 海・浜のルールブック



注意 Caution

	水上オートバイ、モーターボート、ウィンドサーフィンは操業中の漁船・漁網エリアに近づかないでください。		ワカメなどの養殖いかだに近づかないでください。
	定置網周辺には近づかないでください。		遊泳者には充分注意しましょう。
	方向転換は周りを十分確認してから行ないましょう。		オフショア(陸から沖へ吹く風)の強いときには航行に注意しましょう。
	トビが食べ物を狙っていますので注意しましょう。エサを与えないでください。		投げ釣りやスポーツ等の練習は周りに十分注意しましょう。

守る Keep

	マリナーパトロールの注意を守りましょう。		ライフセーバーの注意を守りましょう。
	砂浜ではセイル・ボードは波打ちぎわに置かないで整理し、歩行者の邪魔にならないようにしましょう。		バーベキューを行ったら火の始末をしてゴミと炭を持ち帰りましょう。
	ゴミは必ず持ち帰りましょう。		

■水上オートバイ、ヨット、ボートは出入港エリアを守りましょう。

海水浴場開設期間中のルール

徐行エリア

逗子市 浄水管理センター

水上オートバイ 出入港エリア (最徐行エリア)

水上オートバイ・動力付遊具・ボート進入禁止 (レスキュー・パトロール艇・漁船除く)

海水浴場区域 (9時~17時)

ヨット・ウィンドサーフィン 出入港エリア

田越川

海岸東トイレ

海岸中央トイレ

海岸西トイレ

国道134号

逗子湾

SUP航行コース
※ウィンドサーフィン・ヨット航行時において、スタンドアップパドル(SUP)利用者は、事故防止のため、SUP航行コースを利用してください。

ウィンドサーフィン・ヨット航行コース

海水浴場開設期間以外のルール

徐行エリア

逗子市 浄水管理センター

水上オートバイ 出入港エリア (最徐行エリア)

これより先ウェイクボード可能区域

ヨット・ウィンドサーフィン 出入港エリア

田越川

海岸東トイレ

海岸中央トイレ

海岸西トイレ

国道134号

逗子湾

しない Don't

	徐行エリア内及び人が遊泳し、手こぎボート等が回遊している場所では、水上オートバイ、動力船は危険ですのでアイドリング走行しましょう。		日没後の航行は止めましょう。
	他の人の設置したバイ・マーク、漁業用バイや旗は廻らないようにしましょう。		午前9時前に砂浜・海でエンジンの空ぶかしや走行は迷惑をかけるのでやめましょう。
	長い隊列を組んで航行するのはやめましょう。		水上オートバイ、ヨット、ボートを放置するのはやめましょう。
	出入港エリアのロープに係留するのはやめましょう。		飲酒後の遊泳は危険なのでやめましょう。(高い確率で死亡事故につながっています。)
	午後10時~午前6時までは、大声で騒ぐことや、音の出る花火や打ち上げ花火をするのはやめましょう。		歩きタバコはやめましょう。空き缶や吸い殻などのポイ捨ては禁止です。 海水浴場開設期間の午前9時~午後5時の間、海水浴場区域は喫煙所と海の家を除いて全面禁煙です。
	一般車両の砂浜への乗り入れはやめましょう。		砂浜でのたき火・直火は禁止です。
	浜で犬のリード(ひも)をはすすのはやめましょう。糞は持ち帰りましょう。		
	砂浜でスピーカー等を使用して音や音声を流すことは禁止です。 ※海水浴場開設期間中 終日禁止		砂浜でのバーベキューは禁止です。(海の家では可能です。) ※海水浴場開設期間中 終日禁止
	砂浜での飲酒は禁止です。(海の家では可能です。) ※海水浴場開設期間中 終日禁止		他者を畏怖させる入れ墨やタトゥーの露出はやめましょう。シャツなどを着用してください。 ※海水浴場開設期間中 終日

届・連絡 Report・Communication

水難事故の連絡先

- * 横須賀海上保安部 046-862-0118
- * 海の「もしも」は 118
- * 逗子警察署 046-871-0110
- * 葉山警察署 046-876-0110

■ 出航・帰着予定・帰着をハーバーやショップ、身近な人に連絡しましょう。